

エースＣＸオンライン取引規程

エース交易株式会社

（本規程の趣旨）

第1条 本規程は、エース交易株式会社（以下「当社」といいます。）に商品先物取引の委託を行うお客様（以下「お客様」といいます。）が当社の提供する取引システム「エースＣＸオンライン」（以下「本システム」といいます。）を利用するに際し、必要な事項を定めたものです。

（法令等の遵守）

第2条 本システムの利用にあたっては、お客様並びに当社は、受託契約準則、諸法令および商品取引所の諸規程（以下「法令諸規則」と総称します。）を遵守するものとします。

（通信機器等の整備および維持）

第3条 本システムの利用に適した機器、利用回線およびインターネット接続会社（以下「プロバイダー」といいます。）との契約は、お客様の責任で準備、維持していただくものとします。

（本システムを利用する為の口座開設申し込みと受託契約の締結）

第4条 お客様は、本規程第24条および第25条に定める場合を除き、本システムのみを用いて当社と取引を行うものとします。

- 2 お客様が、本システムを利用するにあたっては、当社と商品市場における取引等の受託を内容とする契約（以下「受託契約」といいます。）を締結していただきます。
- 3 お客様は、当社ウェブサイト上の口座開設画面で、電子取引に関する受託契約の申込を行います。ただし、当社が別途定める場合においては、当社所定の口座設定申込書による申込ができるものとします。
- 4 当社は、前項の受託契約の申込に対して、お客様の審査を行い、承諾するか否かを当社の裁量により決定できるものとし、その結果不許可の場合のみあらかじめお客様が当社に登録したメールアドレス宛に通知するものとします。なお、決定の理由についてはお客様に開示しないものとします。
- 5 受託契約は、当社が郵送によりお送りする審査完了のご通知をお客様がお受け取りになった時に成立するものとします。

（本システムの利用時間）

第5条 お客様が本システムを利用できる時間は、当社が定めるところとします。

（本システムの利用）

第6条 本システムは、当社がお客様に通知するユーザーIDおよびパスワードが一致した場合のみ利用できます。

- 2 パスワードは、本システム利用開始後、当社が通知したパスワードからお客様ご自身で任意のパスワードに設定を変更するものとします。パスワードの管理はお客様ご自身で行うものとします。
- 3 当社が通知したユーザーIDおよびパスワードまたはお客様がご自身で設定したパスワードを使用して行われた行為は、お客様ご本人によって行われたものとみなします。
- 4 当社がお客様に通知したユーザーIDおよびパスワードは、お客様が管理し使用するものとし、第三者に貸与または譲渡することはできません。
- 5 パスワードは、本システム利用開始後、お客様ご自身の判断で随時設定を変更することができます。パスワードの管理はお客様ご自身で行うものとします。
- 6 お客様がパスワード紛失等の理由により当社に新たなパスワードの発行を依頼した場合には、新たなパスワードを当社がお客様に通知するまで、本システムの利用はできないものとします。

(取引銘柄)

第7条 お客様が本システムを利用して取引できる商品は、当社が定めるところとします。

(当社よりお客様への通知および請求)

- 第8条 当社は、お客様に対して、本システムの画面を用いる方法、電子メールを用いる方法またはその他の方法により、通知および請求を行うことができるものとします。
- 2 本システムの画面上で通知または請求を行う時は、当社が当該通知内容を当社の使用に係る電子計算機上に備えられたファイルに記録して電気通信回線を通じ閲覧可能な状況においた時に通知または請求の効力が生じるものとします。
 - 3 電子メールを用いて通知または請求を行う時は、お客様にあらかじめ登録いただいた電子メールアドレス宛に当社が電子メールを発信した時に通知または請求の効力が生じるものとします。
 - 4 前項の場合において、当社が発信した電子メールが宛先不明等の理由により不着であった場合でも、お客様に通知または請求が到達したものとみなします。

(取引証拠金の預託)

- 第9条 本システムを利用して行う取引に際し、新たな注文を発注する際には、当該注文が成立する事を前提に、必要となる当社必要証拠金額以上の有価証券の差入れまたは現金の預託が事前に行われている必要があります。
- 2 お客様は、取引の注文前に当社指定の本システムに係る専用銀行口座に振込入金することにより取引証拠金を預託するものとし、これ以外の方法による現金の授受は原則として行わないものとします。
 - 3 前項の振込入金に係る振込手数料は、当社が定めるところに従い、当社またはお客様の負担とします。
 - 4 第1項の振込については、当社が定めるところに従った入金確認および、入金処理後に取引証拠金が入金されたものとして取扱うものとします。

- 5 当社では、金融機関を介しての取引証拠金の受払いに際して、お客様の承諾を得た上で、受託契約準則（以下「準則」といいます。）第13条第2項により取引証拠金預り証の発行を省略することができるものとします。
- 6 クイック入金をされる場合には、必ず画面の指示通り最後まで操作を行ってください。また、操作が終了したのを確認した後、お取引画面で入金反映されていることをお客様がご確認ください。クイック入金の操作途中で操作画面を閉じる等の理由により、お客様側金融機関でお客様口座からの引き落としがなされているにもかかわらず、本システムの取引口座に入金が反映されない場合があります。その場合、当社においては、入金されていないものとします。それにより、本規程第20条またはロスカット規程の適用により建玉が決済される場合もありますので、クイック入金の操作には十分ご注意ください。
- 7 当社は、取引証拠金として預託できる充用有価証券を、次の通り定めるものとします。
 - (1) 株式等：お客様は、ほふり口座を開設後、口座振替により差し入れをすることとします。この場合事前に「充用有価証券差入依頼書」等の書類が必要となります。
 - (2) 倉荷証券等：保険をかけて貴重品輸送扱いとしてお送りいただくこととします（貴重品貨物輸送等）。
- 8 お客様が倉荷証券を預託されている場合、お客様は、当社が指定した日時までに倉荷証券の保管料を支払うものとします。また、当社が指定した日時までにお客様からの保管料の支払いがない場合には、翌営業日にお取引口座から振り替えることとします。それによりお取引口座に本規程第18条の不足請求額が発生する事があります。

（注文の受付）

第10条 本システムを利用して委託された売買注文は、お客様が売買注文入力後、当社が入力内容を受信した時点をもって当社が受付けたものとします。

- 2 各取扱商品の注文受付時間は、当社が定めることとします。なお、商品取引所の事情等により立会時間に変更された場合は、当社が定めた受付時間を変更する場合があります。
- 3 本システムを利用して委託する売買注文が、以下の各号に掲げる事項に該当する場合、注文は受付られません。なお、売買注文を受付けないことにより生じるお客様の損失については、当社はその責任を負わないものとします。
 - (1) 新規注文の発注時に、その注文が成立した後、および未成立の注文がある場合は、そのすべてが成立した後に必要となる当社必要証拠金が受入証拠金の総額を超過することとなる場合。
 - (2) 新規注文であり、当該新規注文の枚数に未成立の新規注文および未決済の建玉の枚数を加算した合計枚数が本規程第12条に定める建玉枚数の制限を超過することとなる場合。
 - (3) 当月限の指示日以降における新規注文である場合。
 - (4) 本規程第20条第1項から第9項に規定する場合に定める建玉処分中である場合。
 - (5) 商品取引所の規制等により、取引が制限、または停止された場合。
 - (6) 売買注文の内容が法令諸規則に違反するものである場合。
 - (7) 日中立会終了後に証拠金請求額が確定した後、建玉の決済によって『取引口座照会画面』

の証拠金請求額が発生していない状態になっていない場合。

(8) その他、取引の健全性等に照らして当社が不適当と判断した場合。

- 4 本システムにおける売買注文の種類は、商品取引所が定める売買注文の種類のうち当社が定めるものとします。なお、商品取引所の事情等により商品取引所の定める売買注文の種類が変更された場合等には、当社が定める売買注文の種類を変更する場合があります。

(注文の有効期限)

第11条 お客様から委託された売買注文の有効期限は、当社が定めるものとします。

(建玉枚数の制限)

第12条 本システムを利用して委託ができる売買注文の数量は、未成立の新規注文と未決済の建玉の合計枚数が、商品取引所または当社が商品ごとに定める建玉制限枚数のいずれか少ない枚数を超えない範囲とします。

- 2 前項に関して、お客様が生計を一にしている配偶者、またはお客様が経営もしくは実質的に運営している法人の保有する建玉は合算し、これを前項で定めるお客様あたりの建玉制限枚数の範囲内とします。
- 3 本条の定める建玉制限枚数は、商品取引所または当社の判断にて随時変更することがあります。

(注文の執行)

第13条 本システムを利用して委託された売買注文は、当社が注文を受付けた時以降、商品取引所で最初に立会が可能となる時に執行します。

(注文の取消と変更)

第14条 本システムを利用して委託された売買注文のうちの未成立の売買注文に限り、本システムを利用して、これを取消または変更することができます。

(注文の確認)

第15条 本システムを利用して委託された売買注文の内容または成立状況は、本システムの画面上でお客様が確認するものとします。

(委託手数料)

第16条 お客様が本システムを利用して委託された売買注文の執行に係る委託手数料の額は、当社が定めるものとし、その徴収時期は建玉の決済時とします。

(受渡し)

第17条 受渡し可能銘柄は、貴金属(金、銀、白金、パラジウム)のみ(ミニ取引を除きます。)とし、それ以外の銘柄については差金決済のみとします。但し、倉庫からの地金出庫は金と白金のみ

とし、出庫料等は、別途お客様が負担するものとします。

- 2 当月限に係る取引についてお客様が受渡しにより決済を希望する場合には、当月限納会日の属する月の 15 日（休業日である場合は順次繰り上げ。以下「指示日」といいます。）の 16 時までにお客様が当社に申し出るものとします。お客様が売り方である場合には、当該日時までに当該売り付けに係る倉荷証券等を、お客様が買い方である場合には、当該買い付けに係る総取引金額等を当社に差し入れるものとします。なお、受渡しに係る取引の手数料は本規程第 16 条に定める電子取引の委託手数料および現受渡し手数料の合計額とします。
- 3 当社を通して出庫した金、白金の地金であっても、当社は、買取り義務および倉荷証券へのスワップの義務を負わないものとします。

（不足請求額）

第18条 本システムでは、お客様の「受入証拠金の総額」が「当社委託者証拠金」を下回った場合（以下「総額の不足」といいます。）もしくは「預り証拠金のうち現金」が「現金支払予定額」を下回った場合（以下「現金の不足」といいます。）お客様の取引口座に不足請求額が発生します。

- 2 不足請求額の発生等が確定するデータ更新時間は、当社が別に定めるものとします。

（証拠金にかかる通知および請求）

第19条 本規程第18条に定める不足請求額等が発生した場合、当社は、本システムを利用した取引画面上でその旨を通知します。

- 2 不足請求額が発生した場合は、当社は、未成立の新規注文の取消しを行うことができるものとします。

（建玉の処分）

第20条 総額の不足や現金の不足が発生した場合、その発生の日の翌営業日正午までに当社が請求した不足請求額以上の入金することが必要となります。当該日時までに当社が請求した不足請求額以上の入金当社にて確認できない場合、建玉の全部または当社が任意に選んだ建玉を当社が転売または買戻しにより決済することができるものとします。この場合の損益はお客様に帰属します。なお、市場状況等により建玉の決済がなされなかった場合、取引が成立するまで処理を継続します。但し、当社がお客様による仕切注文の取消しを行った場合、当社が取消した注文のうち決済を行っていない建玉については、当社は、仕切注文の再入力を行わないものとし、お客様があらためて仕切注文を行うものとします。

- 2 前項の建玉の決済に関しては、当社が請求した不足請求額およびその時点での不足額とは関係なく建玉の決済を行います。その場合、前日不足請求額以上の建玉を決済する事があります。
- 3 第1項及び第2項の場合、決済する建玉の選定に関して事前または事後にお客様からの問い合わせがあっても、当社は、回答しないものとします。当該取引につきましては、注文照会若しくは注文の結果に該当するサービス画面よりお客様が確認するものとします。

の当社が定める時間までであった指示に対しては指示した日の翌営業日までに、当社が定める時間以降であった指示に対しては指示した日の翌々営業日までに、あらかじめ登録いただいたお客様の銀行口座へ当社から振込手続をとるものとします。

なお、当社からお客様への預り証拠金等の返還については次の通りとします。

(1) 現金の場合。

原則として予め当社に届け出ていただいたお客様指定の口座へ振込等により行うこととします。また、お客様からの出金依頼については、原則として営業日16時までの受付分を翌営業日に処理します。

(2) 有価証券等の場合。

株式等： お客様指定の証券会社の口座へ口座振替にて返戻することとします。この場合、事前に「充用有価証券返戻依頼書」等の書類が必要になります。

倉荷証券等： 保険をかけて貴重品輸送扱いとしてお送りすることとします（貴重品貨物輸送等）。

- 2 お客様が本システム等を利用して指示された出金・出庫依頼について、以下の各号に掲げる事項に該当する場合は、お取引画面上で出金が受付状態であると表示されている場合または出金・出庫を当社が受け付けたと通知していた場合でも、当社は、返還処理を行わないものとします。その際、当社からその旨の事前および事後の通知はしないものとします。

(1) 取引証拠金の増減や相場の変動等により処理日当日の8時40分時点で取引口座の受入証拠金の総額から当社必要証拠金の総額および発注中証拠金を差し引いた金額が指示額を下回っていた場合。

(2) 処理日当日の日中立会開始後、振込処理完了までに取引口座の受入証拠金の総額から当社必要証拠金の総額および発注中証拠金を差し引いた金額が指示額を下回った場合。

(3) 振込先指定口座の届出内容に誤りがあった場合や金融機関の支店等統廃合により振込先指定口座が変更されていて振込ができなかった場合。

(4) お客様が当社へ届出を行った振込先指定口座の状態等により処理日当日に返還処理ができない場合。

- 3 第1項に係る振込手数料は、当社が定めるところに従い、当社またはお客様の負担とします。

(値洗損益金通算額が益となる場合の取扱い)

第22条 値洗損益金通算額が益となる場合、当該益の額に相当する金銭の払い出し、または証拠金への振替については行わないものとします。また、当該益の額を現金授受予定額に加えないこととします。

(立替金の請求)

第23条 お客様のお取引口座において、現金のお預り額を超えて損失がでた場合、お客様は、遅滞なく清算を行うものとします。清算が行われない場合、お客様への通知の後、当社がお預かりしている有価証券の換価処分を行って立替金に充当する場合があります。この場合、お客様の同意は必要としないこととします。

- 2 指定日までに請求した金額の入金がない場合、お客様は、指定日以降における当社の定める日から入金日までの日数に応じ、入金遅延金額に対して年 6%の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。

(本システムを利用しない取引)

第24条 お客様の都合でやむを得ず、本システムを利用しないで電話により取引注文を申し出た場合、当社は、当社が定める時間帯に本システムサポートデスクにて電話で対応し、お客様の注文を受け付けます。当該取引注文に係る委託手数料は、別に定めた「電子機器を利用しない取引の手数料」とします。また、当該注文はマーケットオーダーによる仕切注文または注文の取消依頼のみとします。なお、メールまたは FAX による注文はできません。また、本システムを利用せず電話により取引注文を行う場合、お客様は一時的に本システムに接続できなくなることをご了承の上、ご注文いただくものとします。

(緊急時における対応及び非常時等における連絡先)

第25条 当社の本システムの障害により、お客様が本システムを利用して取引を行うことが不可能となった場合、当社は、当社が定める時間帯に本システムサポートデスクにて電話で対応し、お客様の注文を受け付けます。この場合には原則としてマーケットオーダーおよびリミットオーダーによる仕切注文または注文の取消依頼のみとします。なお、メールまたはFAXによる注文はできません。また、市場の状況により、約定が成立しない場合があります。

- 2 前項による取引に対しては、第16条に定める手数料を適用します。
- 3 非常時等におけるお客様から当社への連絡先は、当社 C X オンライントレード部サポートデスクとします。

(免責事項)

第26条 本システムの機能またはこれによる情報の完全性または正確性について、当社は、いかなる保証も行いません。

- 2 次に掲げる場合、お客様に損失が発生しても、当社は、責任を負わないものとします。
 - (1) 商品取引所、関係金融機関等の債務不履行による場合。
 - (2) お客様、プロバイダー、当社、商品取引所または関係金融機関のいずれかのシステム機器、通信回線等の障害により、本システムの停止、遅延、誤謬、欠陥等が生じた場合。
 - (3) 第三者がお客様のユーザーIDおよびパスワードを使用して本システムを利用した場合。
 - (4) お客様が第三者にユーザーIDおよびパスワードを貸与もしくは譲渡または使用させた場合。
 - (5) 電子メールまたは郵便の不到達または遅延等が生じた場合。
 - (6) 法令諸規則に変更があった場合。
 - (7) 当社が本システムで提供するサービスの内容に変更があった場合。
 - (8) 本システムにおけるサービスの内容や当社より提供された資料の内容を利用して損失が発生した場合。

- (9) 天災等による障害により、当社の本システムの停止、遅延、誤謬、または欠陥等が生じた場合。

(本システム提供の制限および停止)

第27条 次に掲げる事項に該当することとなった場合、当社は、お客様に対して事前に通知した上で、建玉がある場合は全ての建玉を決済し、本システムの提供を制限しまたは停止することができるものとします。

- (1) お客様が利用解除の申し出をした場合。
 - (2) お客様のお取引口座に預り証拠金の預託が無くなった場合。
 - (3) 取引が6ヶ月以上ない場合。
 - (4) お客様が本システムを利用しない取引(対面取引・口頭注文)を希望し、お取引口座を移した場合。
 - (5) お客様が準則第24条の3第2項に該当することとなった場合。
 - (6) お客様が法令諸規則に違反した場合。
 - (7) 当社がお客様の本システムの利用を不適切と判断した場合。
 - (8) 当社が本システムの運営を一時的に中止または廃止した場合。
- 2 本システムの提供を停止する場合、当社は、お客様からお預かりした取引証拠金の全額をあらかじめ登録いただいたお客様の銀行口座に振り込むことができるものとします。
- 3 前項に係る振込手数料は、当社が定めるところに従い、当社またはお客様の負担とします。

(届出事項の変更)

第28条 お客様が当社に届け出た事項(電子メールアドレス、住所または電話番号等)に変更が生じた場合、お客様は、遅滞なく変更手続を行うものとします。

- 2 前項の変更手続の遅延による損失についてはお客様の負担とし、当社は、責任を負いません。

(本規程の変更)

第29条 本規程は、法令諸規則の改正、監督官庁の指示または当社が相当と認めた場合、予告なく変更することがあります。

- 2 前項の場合、当社は、お客様に対して遅滞なく変更の内容を本システムの画面上で通知するものとし、通知の時から本規程の変更の効力が生じるものとします。

(その他)

第30条 準則及び本規程に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、お客様及び当社は双方誠意をもって協議するものとします。

(管轄裁判所)

第31条 当社と本システムを利用されるお客様との裁判上の紛争については、当社本店の所在地を管轄する東京簡易裁判所及び東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

- 1 本規程は平成24年1月16日より施行します。
- 2 本規定は平成24年5月1日より一部改定施行します。